大分市報
発行所　大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
三木　福寿
印刷所　高木印刷KK

参議院議員の選挙近づく

七月一日の投票日には みんな投票しよう

いよいよ投票の日が迫まりました。市民のみなさんの中で選挙権を有する方々は、老いも若きも、どんな仕事にたずさわっている人も、誰れに拘束されることなく、自分で考えた地方区全国区の立候補者の名前を胸に秘めて、みなさんの尊い清い一票を国家の平和のために、全国民の幸福のために投じましょう。

投票日には指定されている投票所に、何はさておいても行きましょう。

一、投票所はどこか

大分市内に二十一ケ所の投票所を設けてあります。

入場券をお持ちの方は、入場券にどこの投票所に行くべきかが書いてありますのでわかりますが、選挙権はあるし、名簿にも載つているが、入場券をもらつていない人は、昨年の六月から九月頃おられた所の地域の投票所に行つて下さい。本人であることが証明されれば、その投票所で入場券を発行してくれますので、そこで投票ができます。入場券をもらつたけれど失くした人も、本人であることがわかれば投票所で発行してくれます。

二、投票所に気軽に行くこと

選挙の投票は儀式でもお祭りでもありませんので、外出着に着換えたり、おつくうがつたりせず、ふだん着のまま気軽に行つて下さい。投票は土足のままでできるように設備してあります。

三、投票所の中で気がねしないこと

投票所の中には、受付係、名簿対照係、用紙交付係、案内係、記録係、立会人、投票管理者など十数人いますが、気おくれしたり気がねしたりする必要はありません。この人々は立候補者や選挙人みなさんのため、間違いのないように気を使つているので、決して威圧的存在ではありませんので、平気な気持で定められたコースで投票すればよいのです。

四、投票に必ず行くこと

入場券をもらつている人は勿論もらつていない人でも、いろいろの理由で投票に行こうとしない人々の知つたことではない。生活が忙しくてかまつているひまがないといつた態度をとる人々や、わかれば選挙違反になると知りつつも酒食のもてなしを待つている人や金品と交換で投票をしてやるという人々もあります。この場合は政治よりも酒食や金品に関心が強いわけであります。

又投票所に行くまで迷つていて名前の書き易い方に入れたとか、女は女同志というわけで婦人候補者に無条件で投票する場合もありましょう。

このように選挙人の投票心理は理屈ではわり切れない複雑微妙なものがあります。だからといつてほつておかねばしかたがないとすますわけにはいきません。

いやしくも日本国民として国家の平和と興隆をねがわないものがありましようか。その願いが我々の幸福と平和につながるものであることを考えれば考えるほど、重要な問題にたずさわる議員に立派な人を選ぶため真剣でなければならない筈です。

そこで立候補者の人格手腕、閲歴が立派であるかどうか、所属政党の政策がいいかどうか、深い関心をもつて自分できき、自分で考え、同等の価値の投票の上に立脚する多数決の原則に従つて投票の目的をきめねばならないのだと自覚し、投票者の心理が合理的に動くようになつてこそ公明選挙の実は結ばれ、ここにはじめて公明選挙ということばもいらなくなるわけであります。

× × ×

国のためにしなければならない自分の責任ですので、余程の理由のない限りそのような人々に投票に行くようおすすめ下さい。

特に「今度の選挙は…」などと批判的態度でいる人もあるかと思いますが、「政治と生活」という面では国会議員選挙ほど身にかかわる選挙はありません。地方選挙のように「選挙と人」というムードで、この選挙を割切つてしまうことはナンセンスでしょう。

五、投票時間を忘れないこと

朝七時から夕方六時までが投票時間です。仕事や用事の都合で投票時間をウツカリ忘れて時間切れになつたり、また用件で市外に行つて手間どり、投票時間が過ぎたりして投票のできない人の話も聞きますが、これはあまりほめた話ではありません。

七月一日の投票は六月三十日によく考えておきましよう。

投票日の午後四時「サイレン」を鳴らしますが、これは火災その他ではなく、「投票時限はあと二時間です」という知らせです。何かの仕事に熱中している人も、この「サイレン」ですぐ投票所に行つて下さい。

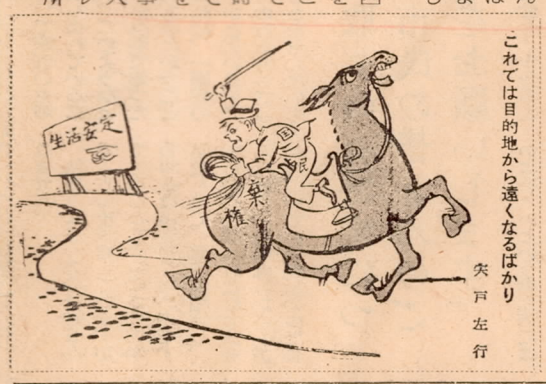

これでは目的地から遠くなるばかり　矢戸左行

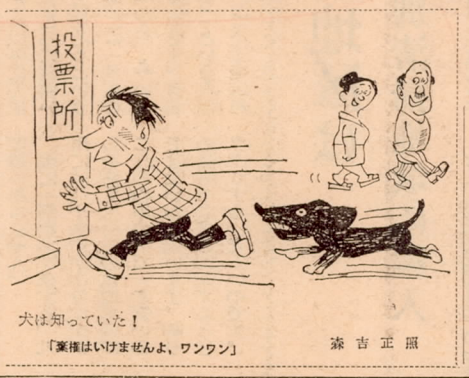

犬は知っていた！
「棄権はいけませんよ、ワンワン」　森吉正照

～投票者の心理～

選挙人が投票する場合の心理は勿論本人でなければわからないのですが、分析してみますと人間はある目的に合うように行動する場合と、感情的、衝動的に行動して、あとから理屈をつける場合があります。

投票の際の心理は後者の場合であることが少なくないようです。

そこで選挙をする場合、日頃理屈で考えていることとは違つた動機で投票してしまうことがあるのではないかと思われます。理屈の上ではまちがつたことだと思つていても情実や過去の因縁で投票する場合があることも考えられます。

このようなことも実際の場合を考えてみますと部落意識の強いところでは情実や伝統に支配されて投票することが多いと思われます。しかし又自分達にとつて有利であるという私的な動機で投票することも多いと思われます。何れの場合も自分の意志を殺して心ならずも投票する人々と軽々しいなげやりな気持で投票する人々があります。それは組織の中で、村八分にされやしないかという恐怖感から起るのであります。他方では選挙などは有力者の世話することで我ができて、今年でちようど十年になりますが、この住民登録は、みなさんの日常生活にとつて大へん関係の深いものです。

住民登録法ができて十年

○……届出は十四日以内

△……日本に住民登録という制度なりましたので、大正三年に寄留制度ができました。この制度により九十日以上本籍外に住所または居所を有するものは、寄留の届出をすることになつたのですが、この制度も人の移動のはげしさには追いつけず、ついに廃止され、これにかわつて現在の住民登録制度が生まれました。

住民登録の実施

昭和二十七年七月一日、住民登録制度が実施されるや、全国一せいにこの調査が行なわれ、日本人はその住所地でもれなく登録しました。こうしてできたのがみなさんご存じの住民票（住民登録簿）です。

転入、転居などの届出は十四日以内に

一せい調査によつてできた住民票は、住所が変わつたつど届出により住所の変更を記録し、常にその住所が明らかにされるようになつていますが、この届出は住所が変わつたときから十四日以内と定められています。これには次の届出がありますので、変更のあつたつど、忘れないように届出をして下さい。

転入届　他の市町村から大分市に転入してきたときこの届けをします。

転居届　市内で住所が変わつたときこの届けをします。

変更届　世帯主が変わつたとき、世帯がわかれたとき、住所の地番に間違いがあつたときなど、この届出をします。

戸籍の届出との関係

出生届　戸籍に記載されるとともに、住民票にも記載されます。

死亡届　戸籍を消除するとともに住民票も消除されます。

婚姻、縁組などの届出

これによつて住民票に記載された本籍、氏、続柄などの訂正もされます。

このように戸籍と住民登録とは常に密接な関係があるので、みなさんに注意していただきたいことは、たとえば結婚したときに婚姻届とは別に、住民登録の転入届、または転居届をしておかなければならないことです。この届出を忘れるとあとでまた届けをしなければならないので、二重手間となり大へんめんどうです。各種届出はにつき四十円、謄本、抄本は一枚ときこの届けをします。

戸籍の由来

戸籍がどんなに大切なものであるかということは、どなたもよくご存じのことと思います。ところでこの戸籍も、もとをただせば昔の戸口調査がはじめといわれておりこの調査によつて住民の状態を帳簿上明らかにして、行政目的に利用していたということです。それで戸籍という名がつけられたものと思われます。

この戸籍も現在では、出生、死亡、婚姻、縁組などの身分関係を記録するだけであつて、居住関係を公証するものとはなつていません。そこで居住関係を公証するものとして、寄留制度、のちの住民登録制度というものが生まれたわけです。

寄留制度

時が移つて世の中が変わり、人の移動がはげしくなるにつれ、戸籍だけでは人の居住関係を証明できないようになつたので、大正三年に寄留制度ができました。この制度により九十日以上本籍外に住所または居所を有するものは、寄留の届出をすることになつたのですが、この制度も人の移動のはげしさには追いつけず、ついに廃止され、これにかわつて現在の住民登録制度が生まれました。

住民登録の実施

昭和二十七年七月一日、住民登録制度が実施されるや、全国一せいにこの調査が行なわれ、日本人はその住所地でもれなく登録しました。こうしてできたのがみなさんご存じの住民票（住民登録簿）です。

転入、転居などの届出は十四日以内に

一せい調査によつてできた住民票は、住所が変わつたつど届出により住所の変更を記録し、常にその住所が明らかにされるようになつていますが、この届出は住所が変わつたときから十四日以内と定められています。これには次の届出がありますので、変更のあつたつど、忘れないように届出をして下さい。

転入届　他の市町村から大分市に転入してきたときこの届けをします。

転居届　市内で住所が変わつたときこの届けをします。

戸籍の届出との関係

出生届　戸籍に記載されるとともに、住民票にも記載されます。

死亡届　戸籍を消除するとともに住民票も消除されます。

婚姻、縁組などの届出

これによつて住民票に記載された本籍、氏、続柄などの訂正もされます。

このように戸籍と住民登録とは常に密接な関係があるので、みなさんに注意していただきたいことは、たとえば結婚したときに婚姻届とは別に、住民登録の転入届、または転居届をしておかなければならないことです。この届出を忘れるとあとでまた届けをしなければならないので、二重手間となり大へんめんどうです。各種届出はにつき四十円、謄本、抄本は一枚

住民登録の利用

ところでこのようにしてできた住民登録が、わたくしたちの日常生活にどのように利用されているかといいますと次のようになります。

単車、自動車などの運転免許を受けるとき住民票抄本が必要ですまた、土地家屋などの登記を受けるときに、権利を取得した人の住民票抄本が、場合によつては売主の住民票抄本が必要となつてきます。

印鑑証明は住民登録をしていないとできません。このほか選挙、国民健康保険、国民年金、入学、進学、就職、予防接種、生活保護などすべて住民登録をもとにして調査されています。

このように住民登録は、市民自身が利用するとともに、市役所もすべての行政面に利用しているわけです。

住民票の閲覧、謄抄本、証明

住民票はどなたでも見ることができます。また謄本、抄本、証明をとることができます。

料金は大分市の場合、閲覧一回一件当り二十円」や延滞金「日歩三銭一」が加算され、負担が多くなりますのですぐ納めましよう。

二、今月の納税

固定資産税第二期分の納期限は七月三十一日です。今書は今月二十日頃までにはお手許にお届けします。

納期限は、何れも六月三十日までに渡れなく納期限内に完納するよういたしましよう。また納税貯蓄組合に加入されてない方は、納税課納税貯蓄組合係に気軽にお申し出下さい。「電話②六一一一番庁内十四」

三、納税貯蓄組合相談

問　市では納税貯蓄組合を推進した結果、組合員が倍増したように聞いていますが、法人に対する完納奨励金を改善することは出来ませんか？

答　従来市税総額年五万円を越える法人には完納奨励金が適用されなかつた不合理を、五万円を越える法人でも五万円までの分に対しては今年交付分から適用することに改めました。この改正で法人も加入しやすくなつたことと思われますので、今後一層のご協力をお願いいたします。

納税たより

市県民税第一期分国民健康保険第二期分の未納者に

六月末日が納期限であつた市県民税第一期分、国民健康保険税第二期分をまだ納めていない方は七月二十日付で督促状が出されます。以上ますから、早目に納税の準備をされて洩れなく納期限内に完納するよういたしましよう。また納税貯蓄組合に加入されてない方は、納税課納税貯蓄組合係に気軽にお申し出下さい。「電話②六一一一番庁内十四」

三、納税貯蓄組合相談

問　市では納税貯蓄組合を推進した結果、組合員が倍増したように聞いていますが、法人に対する完納奨励金を改善することは出来ませんか？

答　従来市税総額年五万円を越える法人には完納奨励金が適用されなかつた不合理を、五万円を越える法人でも五万円までの分に対しては今年交付分から適用することに改めました。この改正で法人も加入しやすくなつたことと思われますので、今後一層のご協力をお願いいたします。

お母さん教室を開く

市衛生課では助産婦会の協力で近くお母さんになる方やお母さんの方を対象に母体の保護と赤ちゃんが丈夫に育つよう次によりお母さん教室を開くことになりました。今年度は特に痛くないお産のレコードによる実習指導や受胎調節の映画、スライドによる指導等を主に行ないますので、多数おさそいあわせのうえ是非近くの教室にご出席下さい。

(一)講習内容（二日で一教室終了）

第一日＝㋑栄養、㋺妊婦の衛生指導（出産までの暮し方）、㋩分娩と産褥

第二日＝㋑赤ちゃんの保育とお産の準備、㋺受胎調節

(二)日程

月日	場所
七月九日～十日	中央公民館
〃十二日～十三日	八幡農協
〃十六日～十七日	南大分公民館
〃十九日～二十日	滝尾出張所
〃二三日～二四日	寺崎公民館

日曜園芸教室を開く

第三回

七月の日曜園芸教室は次のことについて七月一日午前九時から上野墓地公園管理事務所で開催しますので、多数ご参集下さるようお知らせ致します。

なお当日は参議院議員選挙投票日でありますので早目に投票をすましてご参集下さい。

一、樹木のつゆさしの仕方
二、菊、朝顔の七月の管理
三、病害虫の防除
四、その他

七月一日現在で 就業構造基本調査・商業統計調査を実施

さきの市報でお知らせしましたとおり就業構造基本調査と商業統計調査が七月一日現在で行なわれます。これは国の指定統計で経済社会諸施策の重要な基礎資料をうるためのものです。指定された調査区では七月二日から調査員の方がお伺いしますのでご協力下さるようお願いします。

ゴミをなくして きれいな清潔な大分市にしましょう

ゴミ取りの有料化について市民の皆さんのご理解をお願いします。

こんど大分市では、ゴミ取りの有料化について、いろいろ研究した結果、これに踏み切ることになり、先般の議会に議案として提出いたしました。今議会ではこの問題について閉会中ですが審議いたしております。

そこで大分市はなぜゴミ取りを有料化するのかということについて、市長の考え方を率直に申し上げますので、みなさん方も十分ご了承下さるようお願いします。

最近池田内閣になって、所得倍増ということがいわれ、給料などもあがつて生活が少しよくなつたかと思うと、逆に物価があがつて家庭の主婦の方々も気をもまれていることと思います。このようなときに、大分市が無料であつたゴミを有料化するということをお聞きになれば、一層頭の痛い方が多いかと思います。

しかし、市の方も決してみなさん方のことを考えないわけではありません。十分考え抜いた挙句、これ以外に方法がないというところに落着いて有料化に踏み切ろうというわけです。なかには「他所の都市が有料だから、よい財源が見つかつたのですぐ有料化したのだろう」という人がいますが、決してそうではありません。

私もみなさん方のご推せんで、大分市長をしていますができることならみなさん方からお金を頂きたくないのです学校も建て、道路も舗装し、橋もつくらなければなりませんけれど、それはみなさん方から頂いている税金の中でまかないたいという考え方には間違いありません。

現に一例をあげますと、九州には八十余市がありますがおそらく大分市の水道料金はこれらの市の中で一番安いのではないかと思います。隣りの鶴崎市などと比較するとビックリするほど安いのです。

従つて、毎年予算を組む際に、水道料金の値上げを考えもしますが、しかし水道料の値上げは、大衆課税と同じになりますので、なるべく市民の方にご負担をかけまいとしてこれまで水道料の値上げをいたしておりません。

ゴミの有料化の問題についても昨日今日の思いつきではなく、四、五年前から考えておりましたが、どうしてもそうしなければならなくなつたので、みなさん方にこの際お願いしようかということになつたものです。

そこで、一つこの問題について、市民の方々から色々聞かれますので、問答形式で次に色々お話し申し上げますので充分よく読んでいただきたいと思います。

大分市長　上田　保

東大分の津留地区は近く特別清掃地域に編入

問　同じ市民で、ごみを取る処と取らない処があるのはどういうわけですか。

答　これは清掃法という法律にもとづいて、市内の中で特別清掃地域に指定されている処だけ、ごみを取ることになつており、その他の地域は取らないようにしてあります。

問　どんな処がその指定をうけていますか。

答　指定を受ける条件として次のようなことがあげられます。

㋑人口密度が一平方キロメートル当りおおむね二千人以上を有する町または字。

㋺市街的形態をなしている区域内にある戸数が、全戸数のおおむね五割以上の町または字。

これを実地に申しますと、旧市内（春日、大道、荷揚、金池、長浜、中島、住吉、の各校区）、と南大分の三ケ田町、旭町を含む地域が指定されています。

特別清掃地域以外でもごみ取りをしてもよいのではないですか。

答　勿論お話のとおりですが、市としましても事情が許すならば特別清掃地域以外でも、どんどん、ごみ取りを致したいのですが、何んといつても財政的に苦しいのです。それのみか十三万足らずの人口をようする大分市で、今年は学校建築に特に力を入れています。大道金池、荷揚、滝尾の各学校を鉄筋とし、住吉小学校、城東中学校の屋内体育館の建築をする関係上なかなか思うようにゆきませんが、どうしても困る地区には申出によつてごみの収集も致したいのですが、期待にそうようにはできません。

問　東大分の津留地区は民家が密集したのに、特別清掃地域に編入しないのは何故ですか。

答　これについては清掃法で条件が規定されているので、種々調査研究して近い内に特別清掃地域に編入して、ごみ、し尿の収集を完全に致したいと考えています。

問　現在ごみ収集処理のために要している年間の経費はどの位ですか。

答　ごみの処理に要する経費はたいしたことはないだろうと思われるかも知れませんが、仲々そうではありません。簡単に説明しますと次のようになります。

㋑運転者、作業員、事務員が現在は五四名ですが、諸手当を加えるとその人件費は年間一六、〇九一、〇〇〇円かかります。

㋺仕事のための需要費、諸費が二、八九九、〇〇〇円かかり、計一八、九九〇、〇〇〇円となります。

問　この処理費は全部税金でまかなつているのですか。

答　勿論市民の方々からいただいた税金でまかなつています。

問　有料化してごみの収集処理をすれば経費はどのくらいになりますか。

答　有料として人員、器材を増して概ね完全な収集処理を行なうためには、次のように増額の必要があります。

㋑人件費として年間五、〇八五、〇〇〇円を増して、二二、一七六、〇〇〇円に、

㋺仕事のための需要費三、九三八、〇〇〇円を増して、六、八三七、〇〇〇円、

計二八、〇二三、〇〇〇円ぐらい支出が必要となります。

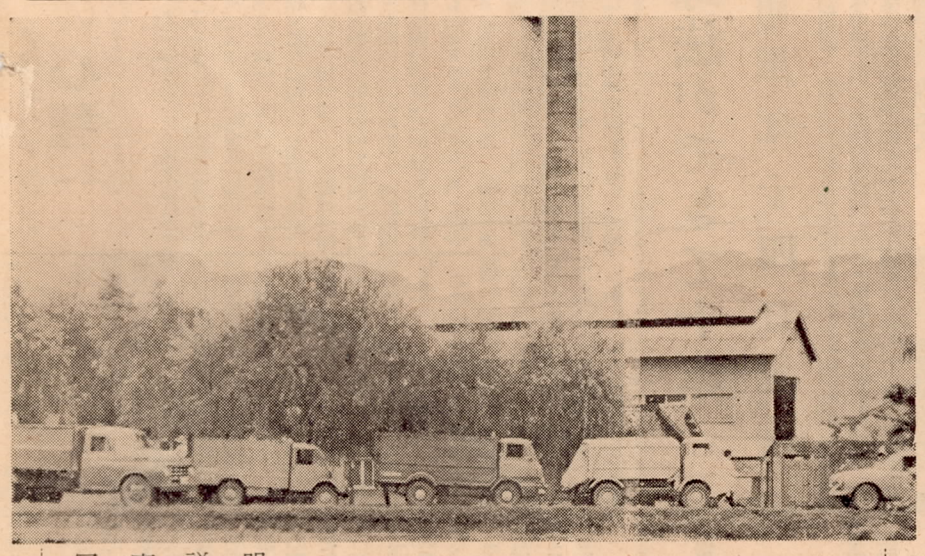

写真説明

駄の原にあるこの焼却場では、現在自動車8台、馬車7台、手引車1台で毎日ゴミの収集にあたつています。しかし焼却の処理能力は1日30トンで、大分市から排出されるゴミの量は1日58トンもあり、ぼつぼつ新しい焼却炉の建設が必要となつて来ました。

ゴミもし尿と同じように収集した量により手数料をいただくわけです

問　税金でまかなうなら同じ市民として、ごみを収集する地域と収集しない地域があれば不公平になりませんか。

答　ごもつともで、このような不公平をなくするためにごみ取りを有料化しようということが、一つの理由になつているわけですごみの処理は今日まで全部市税でまかなつていますが、市税を全部充当してこの事業を行なうとすれば、市民全般の福祉の為に行なわれなければなりません。しかし、実際は特別清掃地域だけに限られており、約六九％がその恩恵を受け、他の三一％の家庭は市民税は納めているがなにも恩恵を受けない現状ですこうした地域の人は「我々はごみを収集してもらつたことは一度もない。困つているけれど焼いたり埋めたりしている。こうした苦労もなくごみを収集してもらつている地域の人は当然受益者として手数料を支払うことがあたり前ではないのか。」といわれます。

なる程、市民税を全部使つて、ごみ収集を行なうとすれば市全般にわたり行なわれなければなりませんが、前に申し上げたように市全般にわたり行なうことは困難であり、また法律上その必要もないわけであります。従つて、市民税を公平に使用するとすれば、ごみ取りによつて利益を受ける者から受益者負担の意味でその経費の一部を手数料として徴収することが市民負担の公平面で妥当な処置と考えられます。

有料化により機動力を増強

6日以内に完全収集

問　市民の気持としては、十日や二週間に一回位の収集では、非常に困るので出来る限り早く廻つてもらいたいものです。

答　出来得る限り要望にそいたいので、有料化に踏切つて機構を拡充して早く収集ができるように考えています。

ごみの収集が段々遅れてきましたことは残念なことですが、次の二点がその理由に掲げられます。

一、ごみの排出量が多くなつたこと

㋑市民の文化的な生活の向上により、営業部門は勿論一般家庭では、電気釜、プロパンガス、石油コンロ等を使用するようになつた家庭が近年殆んどといつてよい程であり、そのため今まで「カマド」のふきたて等に利用していた紙屑類まで全部が、ごみとなつて、ゴミ箱に投入される。

㋺衣類を始め飲食品、菓子類に至るまで殆んどが包装販売されるようになつたので、これらの包装紙に至るまで、みなゴミとなつている。

㋩今まで自己処理（焼却埋立）して市の収集に協力していた家庭も急激な都市の発展によつて自己処理をする余地がなくなつたため、市の収集に依存する家庭が年々増加する一方である。

二、ごみの収集に時間がかかるようになつたこと

㋑市の急速な発展に伴い、人口の増加は勿論であるが、特に市街地の周辺に住宅、工場等が建てられるため、収集道路の悪条件も加わり、収集に時間をとられるようになつたこと。

㋺備付けのゴミ箱が年々、石灰箱類からコンクリート製のものに多くが取替えられてゆくので収集時間が約三倍程度かかるようになつた。

要するに人員、器材が大巾にたりないことです。

現在の収集間かくは七日―十三日位が平均ですが、全般に五、六日間かく以内で収集することが望ましいのですが、これを実施しようとすれば、大変な経費がかかるので、現在の市の財政事情ではどうにもならないので有料化して、サービスにつとめたいのであります。

問　ごみ処理の機動力はどうなつていますか。

答　昭和二年頃までは馬車二台でやつていましたが、昭和六年頃は馬車九台、昭和二十一年頃に自動車一台、馬車八台、昭和二十九年には自動車三台、馬車八台、手引車一台であつたが、現在は自動車八台、馬車七台、手引車一台で収集処理しています

問　馬車や、手引車を機動力のある自動車に切替えたらよいのではないでしょうか。

答　今の時代に馬車や、手引車をもつて収集に行くことは好ましい状態ではありませんので、一日も早く機動力を増し頻繁にごみ取りに行き、サービスに努めれば、市民の皆さんも喜んでくれると思いますが、その機動力であるトラックを買うにも金がありません。また人件費もふえてきます。これも有料に踏切つた原因の一つであります。

問　有料にすると基本的にはどんな手数料のとりかたをしますか

答　水道の場合を見ますと使つただけの料金をいただき、し尿汲取りは汲取つただけの代金をもらうようにしています。この方が公平ではないかと思います。ごみも特種の業者や商店など沢山出す人から沢山もらい、出さない所からは、もらわないことが公平ではないかと思います。特別な料理店旅館や大きな商売人や、特別業者など沢山出す人も、余り出さない人も同じように取扱つているのが現在の状況ですから、水道やし尿のようにやはり沢山出る所からたくさんいただくことが一番公平ではないかと思つています。

写真説明　これからのゴミ取りは、機動力のあるパックマスター（ごみ収集車）でなければなりません。この一台で馬車六台分の仕事が出来ます。

一日のゴミ排出量は
トラックに約十五台分です

問　現在大分市の収集処理状況ですが、一日のごみの排出、収集処理はどの位ですか。

答　現在市が収集処理しているものは、市全般の約六九％即ち二〇、三〇〇世帯、八八、八〇〇人（一部特別清掃地域外を含む）が排出する日量五八トンを収集処理していますが、三〇トンの能力しかない駄原焼却場で毎日無理をし四〇トンを焼却し、残り一八トンを山中の谷間に埋立てている状況でありますが、この埋立は非衛生処理で好ましいことではないが、現況としてはやむを得ません。

そこで近年中に日量、六〇トン処理のできる焼却炉の建設が早急に必要となつています。この建設に要する経費は約四千万円程度と思われます。

問　ごみ収集を有料とすれば全般的にみてどんな利益がありますか。

答　清掃法第六条で明らかなように、特別清掃地域内においても衛生的に焼却、埋立て等の方法で自己処理ができるものは、なるべく自己処理して市が行なう収集処理に協力するようになつていますが、現状では無料収集であるため市の収集に依存せねば損だという考え方もあり、殊に特別清掃地域外で自己処理ができる状況にあるものでも無料であるため、あえて市の収集を要求する状態で、益々収集地域が拡大する一方です。そのため市全般にわたり収集に日時を要することとなり、非衛生な環境の連続となるが、有料化することによつて自己処理のできるものは焼却埋没等の方法で処分するであろうし、この点は緩和されることとなり、従つて収集も早くなり収集計画も確立されるのであろうし、この点は緩和されることとなり、従つて収集も早くなり収集計画も確立されることについては何一つ心配がなくなることと思います。

写真説明　大分市では一日6軒の家が毎日新築されています。大分・鶴崎臨海工業地帯の造成が進むにつれて、今後大きなビルが林立する日も、そう遠くはないでしょう。

ゴミの取扱手数料は
一般世帯では20円から最高40円までです

問　有料化によつて集収される金額は年間どの位ありますか。またその財源はどんなことに使用されますか。

答　年間の徴収額を約七百万円と予定しています。この使途については勿論自動車を増し、作業員を増員して市民の期待にそうように致したいと思います。

問　自動車と人員を動員して収集するとすればどの位の日数で収集できますか。

答　今日までは七日～一三日位かかつているのが少くとも六日以内で収集できるように計画してごみのことについては市民のみなさんには心配ないことになるでしょう。

問　有料化すれば市に収集を申込むものと自己処理するものとあると思いますが、この点の処置はどうすればよいのですか。

答　特別清掃地域内に居住するものは、家庭内で衛生的な処理ができるものを除き、全世帯、事業所が市に申込むように協力していただきたいものです。

申込の方法は申込票を各世帯、事業所に配付し、所要事項を記入して申込んでいただきますがその際各級別手数料額の決定については市の調査員と協議して決定するようになつています。自己処理をしようとする世帯、事業所等は無論手数料は納入しなくてもよいが、衛生的に処理できるものは、市長に届書を提出して許可を受けなければなりません。

問　手数料の納入はどんな方法ですか。

答　納額告知書を発行して一年を四期に分けて三カ月分を一度に納入する方法にしたいと思つています。

問　大分市が有料化することで当然他都市の状況を参考にしたと思いますが、その状況を話して下さい。

答　このことは、大切なことでありますので、九州の八十市について、有料か無料かの調査を致しました。その結果は次のようであります。（別表）

このうちで大分県が一番少ないが、大分県を除けば七六・八一％ということになつています。

二、手数料の算定基礎については各市とも重量制、容量制、人頭制、等級制等で定められているが九州で福岡県ほか五県（大分県を除く）について、その平均額を調べてみますと、次のようになつています。

○業態者最高四五〇円　最低六八円

○一般世帯（アパートなる者を含む）最高四二〇円

○寄宿合宿一人につき五～六銭

問　大分市の処理手数料の算定基礎の案はどういうことになつていますか。

答　別表汚物収集処理手数料案のとおりでありますが、今説明しました九州地区の平均額と比べ低いようになつています。

九州地区の手数料条例はいずれも昭和二十九年、三十年に制定されたものであつて、現在とは決して高いものではありませんことを申し上げます。

九州の80市のうち58市が有料です

県名	都市数	有料都市数	%
福岡	二〇市の内	一六市	八〇％
佐賀	七市の内	六市	八五・七％
長崎	八市の内	七市	八七・五％
熊本	一一市の内	六市	五四・五％
宮崎	八市の内	七市	八七・五％
鹿児島	一五市の内	一一市	七三・三％
大分	一一市の内	五市	四五・四％
計	八〇市の内	五八市	七〇・二五％

ごみ箱の管理についてお願い

①「ごみ箱」の中に残飯類は入れないで下さい。「ハエ」がわく原因になります。残飯類は出来るだけ別にして養豚業者に渡すようにして下さい。やむを得ずゴミ箱に入れるときはビニールの袋などに入れるようにして下さい。

②「ふた」は必ずしめて下さい。雨がはいるとごみがぬれ焼却する時、なかなか焼けません。③ガラス、セトモノ類の燃えないものは別の箱に入れて下さい。作業員がガラスでケガをすることが最近非常に多いためです。

「し尿汲取券の購入について」

最近汲取りの申込が大変多く、配車に苦労している現況でありますので、汲取券なき場合は、汲取は致しませんので、必ず汲取券を購入の上申込んで下さい。

尚汲取券なき場合、汲取券不足等に対する現金汲取りは不正防止等の理由から厳に禁じてありますのでご了承下さい。

「はえ」「か」駆除の標語・ポスターを募集

市では夏の健康を守る運動の一環として、衛生思想を高めるため「はえ」「か」の駆除を主題にしたポスターと、標語を学童から募集し、優秀な作品は表彰し賞状と記念品を贈呈することになりました。多数応募して下さい。

一、募集期間＝八月一日から三十一日まで

二、作品の提出＝大分市役所衛生課

一、学童区分＝一部…中学校　二部…小学校五年以下　三部…小学校四年

一、表彰＝各部毎に一、二、三席まで選出して、賞状と記念品を贈呈します。

◇　◇　◇

写真説明　営業用の大きいゴミ箱と一般家庭の小さいゴミ箱ではその量が違いますから料金も違うわけです。

文化都市を築くために
市民の皆さんのご協力が必要です

大分市の急速な発展と市民の文化的生活の向上とにより、ごみの排出量は愈々増加の一途をたどりつつあり、これを完全に収集処理しようとすれば、現在の大分市の市財政からして困難な状況にありますので、先進都市の例にならい、この事業によつて利益を得るものからその経費の一部分を受益者負担として手数料を徴収して、この財源によつて清掃係の機構機動力を拡充し、また終末処理施設の増設を致したいと考えています。

ごみの収集については六日以内とし、川や空地に不法投棄するようなことのないよう完全収集し、ごみのことについては何一つ心配のないようにしたい。また処理についてはオートメーション化した焼却場を建設して完全焼却処理とし、市内よりごみを一掃し「はえ」の発生源をなくして街の環境を美化し、健康にして明るい文化的生活を楽しめる都市と致したいものです。

このためには前に申し上げたように、収集処理に約年間二千八百万円、焼却場建設費に四千万円の財源が必要となつてきます現在では全部市税でこの事業を遂行することは困難でもあり、当然市民税の公平使用からしても不合理であると思われますので、ごみの収集処理により受益のある者から手数料としてこの経費の一部を納入していただきこの事業の目的達成に協力していただくことを希望してやみません。

汚物取扱手数料（案）

区別	級別	摘要	手数料
ごみ、燃えがら等	一級	料理店、旅館、鮮魚店、映画館、病院、百貨店、官公署、会社工場等、その他これに準ずるもの（以下「各種商工業者」という）で一日平均〇、一五立方メートル以上、〇、二立方メートル未満排出のもの	月額四〇〇円
	二級	一級を除く各種商工業者で一日平均〇、一立方メートル以上〇、一五立方メートル未満排出のもの	月額二七〇円
	三級	一、二級を除く各種商工業者で一日平均〇、〇五立方メートル以上〇、一立方メートル未満排出のもの	月額一五〇円
	四級	一、二、三級以外の各種商工業者	月額六〇円
	五級	一般世帯で世帯人員五名以上のもの	月額四〇円
	六級	一般世帯で世帯人員四名以下のもの	月額三〇円
	七級	アパートに居住する世帯で協同ゴミ箱等使用のもの一世帯につき	月額二〇円
	八級	寄宿、合宿の居住者は三十人まで一人につき月額五円、三十人をこえ五人を増す毎に月額十円を加算する。	
	一時的多量汚物の排出者がその処理を市に委託したとき	四輪貨物自動車（四トン積）一回につき	八〇〇円
		同右（二トン積）一回につき	五〇〇円
		三輪貨物自動車（一トン積）一回につき	三〇〇円
		犬、ねこ等の死体一体につき	一〇〇円

夏の健康を守る運動を実施

スライド講演会で衛生思想を普及

市では七月八月中を市民みなさんの夏の健康を保持増進するため「夏の健康を守る運動」を実施することになりました。この運動は衛生組合がその推進母体となつて自治委員、自治運営委員、婦人会青年団、学校などの協力を得て、衛生思想の普及、食品の衛生的管理、清掃の励行、病害虫の駆除、伝染病の予防指導を重点に次のような方法で実施することになりました。

⊙衛生思想の普及

衛生講話や幻灯会を開き、夏の疲労防止や赤痢（疫痢）、チフス、日本脳炎などの伝染病や食中毒、日射病の予防につとめるほか、夏の健康を守る印刷物を各世帯に配布し予防衛生知識の普及をはかることにしています。

⊙食品の衛生的管理

夏のように高温多湿の気候は「ばいきん」の繁殖に適しているので、食べ物に「かび」が生えたり腐敗しやすく、食中毒の原因となり、伝染病を誘発する恐れもあります。食品の管理には十分注意して下さい。

◎食べ物は新鮮な材料で残りを出さないように調理し、残り物がたときは、「はいいらず」に納めるようにして、翌日残り物を食べるときは火を通して食べるようにして下さい。

◎腐敗を防ぐため、暖かいものと冷めたいものを一緒に置かないようにし、冷蔵庫の温度は摂氏十度以下に保つておくことが大切です。

◎水道栓は使用前に石けん水でよく洗い井戸水、湧水、流水などを飲料水として使用するときは、殺菌消毒や、つるべ等をよく水洗いし、簡易水道の場合は、水源の消毒を定期的にするようにして下さい。

⊙清掃の励行

各家庭の内外、下排水溝、町内公共用の水路等を清掃して不用物は処分し、ごみは焼却したり土中に埋めたりして自己処理するほか「ふた」を備え付けるなどしてごみ箱の補修をし、家庭の衛生環境の整頓をして下さい。こうすることによつて伝染病を媒介する昆虫の発生源を取り除くことができます。

⊙病害虫の駆除

赤痢（疫痢）、チフス、小児マヒ、日本脳炎などの「ばいきん」をまきちらす「はえ」、「か」、「油虫」の駆除や「ねずみ」退治のため、衛生組合が効果的に昆虫の発生源を除去したり、薬剤撒布による殺虫ができるよう指導するほか、保健所の監視員の協力を得て畜舎や、家きん舎の管理人や、食品取扱業者に「はえ」を駆除するよう指導することにしています。また官庁、会社、工場、学校などでの昆虫の駆除指導や、市衛生班の公共施設の昆虫の発生源除去も併行して行ないます。

⊙伝染病の予防指導

夏の伝染病で一番多いのは何といつても赤痢（疫痢）とチフスです。これは口経伝染病といつて、口から「ばいきん」が入つて伝染する病気ですから、感染経路をよく知つてこうした伝染病の予防にあたることが必要です。

また夏の伝染病で最も症状の激しいのが日本脳炎です。日本脳炎の媒体は「か」ですから日本脳炎を防ぐには先づ「か」を駆除して過労や睡眠不足にならないよう、そして炎天下の直射日光や暴飲暴食をさけるようにして下さい。

なお元気のよかつた子供が急に元気がなくなつたり、高い熱がでたりしたときは早く医師の診断を受けて、症状の軽いうちに治療をするようにして下さい。

以上「夏の健康を守る運動」の要点について述べましたが、このほか、便所の落し口や汲み取口の補修改善、下排水溝の改善、海水浴場、観光地の整備をはじめ梅雨あけの夏の大掃除などを行なう計画をたてています。

写真―動力ポンプも環境清掃にお手伝い

これからが本番のシーズン

児童に多い水難事故

今年もまたは非常に少なく、ほとんどが、お水泳の時期が互いの注意力によつて防ぎうるものやつてきました。昨年中には保護者の十分な監護によつて水難事故で死亡した人は県内で一〇七名ありこれを年令別に見ると十一才未満完全に近い防止ができるのではないかと思います。次の事項を守つの児童が六三名で一番多くて水難事故にあわないよう注意なつています。これからさきるようにして下さい。

暑くなるにつれて、水に親①泳ぎはじようずな人と組んで行くこと。しむ機会が多②泳ぐ前には準備運動が必要です。くなり、こうして事故で死亡する人が多くなるのではないかと予想されます。水死事故は不可抗力による場合は保護者の十分な監護によつては保護者の十分な監護によつて完全に近い防止ができるのではないかと思います。次の事項を守つて水難事故にあわないよう注意するようにして下さい。

①泳ぎはじようずな人と組んで行くこと。

②泳ぐ前には準備運動が必要です。

③水底の地形は年々変動します。よく知つている場所で泳ぐ場合でも、事前に調査をする必要があります。

④地形を知らない場所での水泳はやめましよう。

⑤酒気をおびて泳ぐことは危険です。

⑥危い場所での魚取りはやめましよう。

⑦海や川に一人で行かないこと。

⑧夏の天候は変りやすいので十分注意すること。

⑨幼児の子守りは年少児童にさせない方が安全です。

⑩グループで泳ぐときには引率者はときどき点呼をとること。

⑪危険な区域には標示板や安全さくをつくること。

これだけの注意を守つてもらえば水の事故の大部分は防ぐことができると思います。

もう一つ大切なことは水難を恐れて消極的態度にでるよりも、水泳訓練を積極的にすることによつてほんとうの意味の水上安全が望まれることになります。

市民の皆さん、今年こそみんなの力で水死事故をなくしましよう。

◇　◇　◇　◇

部落公民館めぐり ―豊饒公民館―

No. 19

昭和六年五月四日に設置されてから三十年間、じつと部落民の成長を見守り、憩と教養の場になつてくれた豊饒の公民館は南大分の中央部にあります。交通の便もよく大分バスの畑中巡りも、ひんぱんに通つています。

大分平野の源が、ここから始まつたかのように広々とした田畑があり、苗代では蛙の声が田植え前の忙しさを一層かりたてています。

ここの主な生産物は米、麦、青表等で養豚もさかんに行なわれています。

永い歴史と部落民の理解とによつて、公民館運営も本年度は更に衛生思想の普及徹底と納税意欲の高揚をはかり、映画会、敬老会、部落運動会、農事講演会、料理講習会、防火講演会、婦人、部落の総会など公民館は暇なしに動いています。

こうして、部落民三三一名は公民館を一つの家としてよくまとまつており、公民館の財源も年毎にふえ、年間予算は十余万円にふくれ、活動も非常に活発になつてきています。

館長　安部一郎氏
所在地　豊饒四七番地
世帯数　五九世帯
人口　三三一名
開設　昭和二六年五月四日
規模　建坪十八・五坪
収容人員　一五〇名
予算　一一五、〇〇〇円

（写真＝部落の人たちの教養の場となつている豊饒公民館）

農業用施設の災害防止

▼……洪水時に備え万全を

七月中の気象概況について大分気象台では、気温はおおむね平年なみですが、降雨量は一五〇ミリ～二〇六ミリでやや多量であつて楽観は許されないと発表しています。そこで農家の方々は、溜池や水路、農道、橋渠等農業用公共施設を洪水の災害から守るため、次の事項に注意して万全を期するようお願いします。

一、かんがい用溜池について
安全水位以上に貯水することは最も危険ですから、水が築堤をオーバーすることのないよう、除水吐をよくさらえ、又完全であるかを確かめること。

二、井堰について
せき板の放置が河川堤防の決潰や田畑の流失、埋没の原因となるので、増水時直ちにせき板が取除き出来るよう責任者を定め

三、農道について
道路の側溝を完備するとともに排水土管をよくさらえておくこと。

四、農道橋について
河川、水路に麦稈やごみ等を捨てないよう流域の方々は特にご協力をお願いします。

木橋等は最悪の場合を考慮して長物の桁だけでもロープ又は針金で結びつけ流失を防ぐこと。

夏の大掃除

町内毎に話しあつて

梅雨あけの「夏の大掃除」が次の日程で全市一せいに行なわれます。次のような方法で必ず大掃除をするようにして下さい。

㈠大掃除の方法

・大掃除の日程前には町内毎に会合を持ち、大掃除の計画を話し合つて、一世帯ももれないようにしましよう。

・畳は必ず戸外に出して日光消毒し、ごみをよくはたき、床には、D・D・Tの粉剤や殺虫剤を撒いて、「のみ」を駆除するようにしましよう。

・便所、ごみ箱、下水溝を清掃して蓋を整備するようにしましよう。

・日頃掃除のできない場所を特に念入りにし、大掃除で出たごみは出来るだけ焼くか、埋めるようにしましよう。

・衛生組合活動で定期的に行なつている薬剤撒布による昆虫駆除は大掃除のすんだあとで必ず実施するようにして下さい。

㈡日程

期別	月日	実施校区
前期	七月二十一日	東大分、津留、八幡、神崎、各校区
	七月二十二日	中島、住吉、金池、荷揚各校区及び生石
後期	七月二十八日	滝屋、日岡、桃園、南大分各校区
	七月二十九日	大道、長浜、春日（生石を除く）各校区

当日雨天で大掃除が出来なかつた校区は町内毎に申し合せて前期日程の校区は七月二十九日まで、後期日程の校区は八月五日までに実施するようにして下さい。

◇

福田画伯が三十万円寄附

これを基金に図画コンクールを行なう

昨年十二月大分市最初の名誉市民に推挙されました福田平八郎画伯は、そのお礼にと去る五月一日から六日まで「福田平八郎近作展」をトキハ文化ホールで開かれましたが、この間約八千人の入場者があり大変好評をよびました。展覧会の出品作品は画伯の傑作ばかりで運搬費や保険料等の経費がかさみ相当の赤字がでたといわれます。しかし画伯は入場料をとつたことを心苦しく思われ、何とか市民のお役にたちたいとこのたび大分市に三十万円の寄附金を送つて来られました。

市では福田画伯の郷土大分市に対する深い愛情におこたえするため三十万円を基金として特別コンクールを行ない、優秀作品には福田平八郎記念賞を贈ることに決めました。

被保険者証の検認

市ではすでにお知らせしましたとおり国民健康保険の被保険者証を検認して有効期限の延長をしています。この検認をうけませんと現在の被保険者証は本年の九月一日以降は使用できなくなります。

検認の場所や日時は別に回覧でお知らせしますので当日は必ず検認をうけるようにお願いします。

なお次の地区は六月末日までに検認がすんでいますので、まだ検認をうけていない方は直接市の国民健康保険課で検認をうけられますようお願いします。

長浜校区、春日校区、中島校区、荷揚校区、大道校区、住吉校区、南大分校区、滝尾校区

母子福祉資金を貸付ける

昭和三十七年度第二次母子福祉資金の貸付をします。

希望者は市社会課福祉係までお申込み下さい。

一、受付期間
昭和三十七年七月三日から七月十三日まで

二、申込者資格
○事業開始資金―母子家庭の母で新に事業を開始する方
○事業継続資金―母子家庭の母で現在の事業に資金を必要とする方
○住宅資金―母子家庭の母で増築改築資金を必要とする方

三、貸付金の種類

貸付金の種類	金額	据置期間	貸付利率	償還期限
事業開始資金	十万円以内	一年間	年三分	六年以内
事業継続資金	五万円以内	六ヵ月間	〃	三年以内
住宅資金	十万円以内	六ヵ月間	〃	六年以内

引揚給付金支給法改正

引揚給付金等支給法が次のように改正されました。該当者は七月十五日から社会課で受付をしますのでおいで下さい。

1、引揚給付金、遺族給付金の請求期限が一年延長され、昭和三十八年五月十六日までとなりました。

2、外地居住期間が終戦前外地に生活の本拠があつてこれが六ケ月以上であつたのが六ケ月未満のものも請求が出来ます。例えば外地で出生した子供は昭和二十年二月十四日以後出生の者は該当しなかつたものが該当することになつた。

3、引揚後死亡したものは死亡当時二十五才未満であつたものは請求が出来なかつたが、これが二十才未満と改正されたので二十才から二十五才まで死亡したものは請求が出来ます。

4、引揚国債を担保として生業資金の貸付を毎月一日から十日まで受付しますのでご希望の方は社会課へ備付の用紙で申込んで下さい。

編物夏季講習会の開催

大分市母子福祉会では夏季編物内職の講習会を次のように開催しますのでご希望の方は市社会課へ七月十日までお申込み下さい。

一、日時　七月十一日午後七時から七月十七日午後九時まで

二、場所　大分市金池町市中央公民館二階

七月は国民年金保険料の納付月です

国民年金保険料の四月、五月及び六月分の納期限は、七月末日となつております。

国民年金保険料の納付は、税金と違い令書をお届けするということはなく、皆さんがお持ちになつている国民年金手帳に国民年金印紙を貼り、市の検認を受けていただくことになつておりますのでお忘れにならないようにお願いします。

保険料の免除について

生活が苦しいため保険料を納めることができない方は、免除の方法がありますので、早急に市社会課で手続きをして下さい。

なお、免除の申請は年度ごとに行なうことになつておりますので昨年度に免除の取扱いを受けた方も申請をしなければ本年度は免除の取扱いを受けることができませんので免除を希望する方は早急に手続きをして下さい。